

第 I 章 調査の目的と方法

第 1 節 調査に至る経緯

旧足尾町は、足尾銅山と栄枯盛衰をともにしてきた町である。すなわち、足尾銅山の発展とともに人口が増加して町は活況を呈したが、銅山の閉山により町は産業基盤の大きな柱を失い、多くの住民が町を離れていった。

足尾町では、企業誘致や足尾銅山観光に代表される観光基盤整備事業など、過疎対策事業を進めてきたが、過疎化の進行に歯止めをかけるには至らなかった。

このような状況の中、平成 6 年 3 月に(財)広域関東圏産業活性化センターにより、「エコミュージアムあしおの創造〈足尾地域開発基本構想策定調査報告書〉」として提言を受け、足尾町として、町内に存在する豊かな自然や産業遺跡等をネットワーク化することで全町を博物館化する構想が打ち出された。

平成 9 年 3 月に、足尾町において町振興策の大きな柱としての「エコミュージアムあしおの創造」整備構想策定報告書をまとめ、エコミュージアム実現のための一部計画を策定した。

平成 15 年 3 月に、国土交通省関東運輸局により、産業遺産を活用した観光振興方策策定調査（栃木県足尾町周辺）の報告書が策定され、足尾に残る産業遺産は世界遺産として価値をもつ資源と位置づけられた。これらの計画の調整・整理を行い、足尾町の意味としてのエコミュージアムの全体計画となる「エコミュージアムあしおの創造」環境のまちづくりを足尾町が平成 17 年 3 月に策定し、足尾町として足尾銅山の世界遺産登録を目指すこととなった。

平成 17 年度（旧足尾町）、18 年度（日光市）の 2 ヶ年継続事業として、宇都宮大学との地域連携事業により、旧足尾町に点在する足尾銅山の産業遺産の現状調査を実施し、110 のリストとして取りまとめを行った。

平成 18 年 3 月 20 日に、今市市、日光市、藤原町、足尾町及び栗山村の 2 市 2 町 1 村が合併し、新日光市が誕生したが、新日光市においても足尾銅山の世界遺産登録を目指すこととなった。また、同年 10 月に民間団体である「足尾銅山の世界遺産登録を推進する会」が設立され、足尾銅山の世界遺産登録に関す

る意識が市民のなかにも高まってきた。

平成 19 年 5 月に学術関係者、産業遺産の所有者である古河機械金属株式会社社員などをメンバーとする「日光市足尾銅山の世界遺産登録推進検討委員会」を設置した。同年 9 月に文化庁が公募する世界遺産暫定一覧表追加記載提案書を栃木県と共同で提出した。また、同年 11 月に経済産業省の近代化産業遺産に「足尾銅山」が認定された。

平成 20 年 3 月に「足尾銅山跡」として通洞坑と宇都野火薬庫跡が国史跡の指定を受けた。同年 4 月に教育委員会事務局生涯学習課に世界遺産登録推進室を設置し専任職員を配置して、足尾銅山の世界遺産登録を推進することとなった。また、宇都宮大学との共同研究事業を平成 19 年度から継続して実施し、また、お茶の水女子大学との共同研究事業を新たに開始した。

平成 20 年 9 月に文化審議会世界遺産特別委員会による調査・審議結果が公表され、「足尾銅山」は、世界遺産暫定一覧表候補の文化資産とされたが、暫定一覧表の追加記載には至らなかった。その際の課題として、「世界史的・国際的な視点に立ち、鉱害の負の側面に対する配慮及び研究をさらに十分に行うとともに、我が国における銅鉱山遺跡とその関連技術及び鉱害防除技術の全体像を明らかにする観点から、国内外の同種資産との比較研究を進めることが重要である。」ことと、「文化財としての保護が十分ではないものについては、指定・選定又は追加指定等を行うことが重要である。」ことが指摘された。

これらの課題解決を図るために、日光市足尾銅山の世界遺産登録推進検討委員会を開催し、今後の方針について協議を行った。その結果、宇都宮大学及びお茶の水女子大学との共同研究によりさらなる史料調査を継続的に実施することとし、価値証明及び国史跡の追加指定等を積極的に進めることとした。

文化財指定・登録に関して、110 のリストのうち、特に重要な構成資産について検討し、順次申請を行う予定である。

第2節 調査の目的と方法

1. 調査の目的

足尾銅山の近代化産業遺産については、これまで文化財的な観点からの研究・調査がほとんどなされていなかった。このことから貴重な近代化産業遺産の文化財指定もあまりなされていなかった状況にある。

足尾銅山の近代化産業遺産は、明治中期において、採鉱～選鉱～製錬に至る各工程とその輸送方法に最新技術を積極的に導入し、わが国の産業技術の発展に大いに貢献した技術を示すものであり、後世に残すべき遺産として極めて貴重なものである。

日光市では、足尾銅山に遺存する近代化産業遺産の適切な保存に資するために、文化財としての価値について調査し、その結果を報告書としてまとめることとする。

2. 調査の内容

調査の内容は次のとおりである。

1) 調査対象地域について

調査対象地域は、日光市足尾地域内に存在する、本山地区、間藤地区、掛水・柏木平・渡良瀬地区、通洞・中才・赤沢地区、小滝地区、松木地区及びその他とする。

2) 構成資産の分類

足尾銅山の産業遺産を構成する資産の分類は、採鉱、選鉱、製錬、維持管理、経営、輸送・通信、エネルギー、工業用水、砂防・治山、浄水、堆積場、社宅、生活・教育・文化、景観及び集落とする。

3) 測量調査

文化財指定・登録のため建造物等の測量調査を行い、図面を作成した。なお、測量調査は継続して実施していく。

4) 史料調査

歴史・変遷等調査として古河機械金属株式会社足尾事業所等で保管されている史料を中心に史料調査を行った。なお、史料調査は継続して実施していく。

3. 調査体制

本調査は日光市教育委員会事務局文化財課が主体となり、建造物の実測等調査は測量会社に委託し、史料調査は宇都宮大学、お茶の水女子大学との共同研究並びに小山工業高等専門学校名誉教授河東義之氏をはじめ多くの方に依頼して実施した。

調査の内容は、日光市足尾銅山の世界遺産登録推進検討委員会に報告し、内容等を検証することとした。

以下、平成24年度の関係者を記す。

1) 日光市足尾銅山の世界遺産登録推進検討委員会
委員会設置要綱及び委員会委員名簿は別紙のとおりである。

2) 事業者

日光市教育委員会事務局
教育長 前田 博
教育次長 星野 一晃
文化財課課長 長 修
文化財課課長補佐 鈴木 泰浩
文化財課世界遺産登録推進室長 星野 隆之
文化財課世界遺産登録推進室主査 宮本 史夫

3) 総合調査報告書上巻の執筆者

宇都宮大学名誉教授 永井 護
お茶の水女子大学大学院教授 小風 秀雅

4) 史料等提供協力

古河機械金属株式会社
NPO法人足尾に緑を育てる会
NPO法人足尾歴史館
小野崎 敏氏

日光市足尾銅山の世界遺産登録推進検討委員会設置要綱

平成19年3月30日
教育委員会告示第6号

(設置)

第1条 本市における足尾銅山の世界遺産登録を推進するため、日光市足尾銅山の世界遺産登録推進検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 足尾銅山の世界遺産登録を推進するための施策に関すること。
- (2) 足尾銅山の保存活用ための方策に関すること。
- (3) その他、世界遺産登録推進に必要なこと。

(組織)

第3条 委員会は、委員10名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから日光市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

- (1) 学術関係者
- (2) 企業及び関係機関並びに関係団体から推薦を受けた者
- (3) その他教育委員会が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の委員に欠員を生じたときの補欠の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを決定する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、過半数の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要と認めたときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提供を求めることができる。

(専門調査委員会)

第7条 第2条に規定する所掌事項について専門的に調査及び検討するため、委員会に次の各号に掲げる専門調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置くことができる。

- (1) 歴史調査委員会
 - (2) 整備・活用調査委員会
- 2 調査委員会は、委員長が必要に応じて設置するものとし、調査委員会を構成する者は（以下「調査委員」という。）は、委員長の推薦により教育委員会が委嘱する。
 - 3 調査委員会に調査委員長及び副調査委員長を置き、調査委員の互選によりこれを決定する。
 - 4 調査委員長は、調査委員会を代表し、会務を総理する。

- 5 副調査委員長は、調査委員長を補佐し、調査委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 6 調査委員長は担当調査委員会の調査研究その他担当調査委員会の会務が終了したときは、その結果を委員会に報告するものとする。
- 7 調査委員会の会議は、委員会の会議の例による。
- 8 調査委員会は、必要に応じて合同で会議を開催することができる。

(事務局)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会事務局文化財課において処理する。

- 2 調査委員会の庶務は、調査委員長の指名する調査委員が処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 3 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 1 この要綱の施行後最初に行われる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育委員会が招集する。

日光市足尾銅山の世界遺産登録推進検討委員会 委員名簿

平成 24 年 4 月 1 日現在

氏 名		職 名	備 考
1	なが い 井 まもる 護	宇都宮大学名誉教授	第 1 号委員
2	こ かぜ ひで まさ 雅 小 風 秀	お茶の水女子大学大学院教授	第 1 号委員
3	かわ ひがし よし ゆき 之 河 東 義	小山工業高等専門学校名誉教授（前千葉工業大学教授）	第 1 号委員
4	なか かわ こう き 熹 中 川 光	日光市文化財保護審議会会長	第 3 号委員
5	つち だ かつ み 美 土 田 勝	日光市足尾自治会長	第 2 号委員
6	かみ やま しょう じ 次 神 山 勝	足尾銅山の世界遺産登録を推進する会理事長	第 2 号委員
7	いけ べ きよ ひこ 彦 池 部 清	古河機械金属株式会社環境保安管理部長	第 2 号委員
8	く のう まさ ゆき 之 久 能 正	古河機械金属株式会社足尾事業所所長	第 2 号委員

委員長：河東義之 副委員長：永井 護

助言者

1	佐 藤 正 知	文化庁文化財部記念物課主任文化財調査官	
2	高 橋 典 子	栃木県教育委員会事務局文化財課世界遺産登録推進室長	